

千葉県報

定例
令和3年12月21日

目次

告示	令和三年千葉県宿泊客数調査の実施	一
〇	県営土地改良事業計画の変更(二件)	一
〇	漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	二
〇	道路の供用開始	三
公告		三
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	三
〇	土地改良区役員の就任	四
〇	一般競争入札(保留地の処分)の実施	四
〇	抽選(保留地の処分)の実施	五
〇	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	六
〇	特定調達公告	六
〇	入札公告(四件)	六
〇	落札者等の公告(三件)	六
告示		一
千葉県告示第七百一号		一
	令和三年千葉県宿泊客数調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。	
	令和三年十二月二十一日	
一	調査の名称	千葉県知事 熊谷 俊人
二	調査の目的	
	県内の宿泊施設に宿泊した人数を把握し、今後の観光振興の施策の基礎資料を得ることを目的とする。	
三	調査事項	
1	宿泊施設名	
2	客室数	
三		
3	施設分類別月別宿泊客数	
4	国及び地域別月別宿泊客数	
5	修学旅行者の学校別内訳	
四	調査の範囲	
	県内の市町村	
五	調査の期間	
	令和三年一月一日から十二月三十一日まで	
六	調査の方法	
	知事が、県内の市町村に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。	
七	結果の公表	
	知事は、この調査の結果を基礎資料として作成した「令和三年千葉県観光入込調査報告書」を千葉県ホームページにより公表するものとする。	
	千葉県告示第七百二号	
	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、富里市の一部を受益地域とする県営北総中央I期地区土地改良事業(農業用排水施設及び暗きよ排水)計画を変更した。	
	その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。	
	なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。	
	また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。	
	令和三年十二月二十一日	
	千葉県知事 熊谷 俊人	
一	縦覧に供する書類の名称	
	県営北総中央I期地区土地改良事業変更計画書の写し	
二	縦覧期間	
	令和三年十二月二十二日から令和四年一月二十五日まで	
三	縦覧場所	

富里市役所

千葉県告示第七百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、富里市の一部を受益地域とする県営北総中央II期地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路及び暗きよ排水)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができ。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 縦覧に供する書類の名称

県営北総中央II期地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月二十二日から令和四年一月二十五日まで

三 縦覧場所

富里市役所

千葉県告示第七百四十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、かご漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和三年十二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

ばいかご漁業

2 船舶の総トン数
十トン未満

3 推進機関の馬力数
定めなし

4 操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
旭市飯岡灯台台百三十五度(真方位による。)の線からいすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一宮町)正東の線に至る海域)	十月十六日から翌年八月三十一日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	十四隻
いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一宮町)正東の線から富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端(北緯三十五度十五分二十三秒東経百三十九度四十四分四十五秒の点)を順次結んだ線までの千葉県海面。ただし、ばい漁業を内容とする共同漁業権漁場を除く。	五月一日から十二月三十一日まで	〃	八隻
富津市富津岬突端(北緯三十五度十	四月一日か	〃	七隻

八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端(北緯三十五度十五分二十三秒東経百三十九度四十四分四十五秒の点)を順次結んだ線以北の千葉県海面	十一月三十日まで
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和四年一月一日から三十一日まで

千葉県告示第七百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和三年十二月二十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和三年十二月二十一日から三週間、縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道守谷流山線	流山市おおたかの森北三丁目一五六番三地先からおおたかの森北一丁目二七番三地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
その届出及び添付書類は、令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日

日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和三年十二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クリエイトS・D君津中富店
君津市中富字伽蘭九七九番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年七月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、八五〇平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
七五台
- 6 駐輪場の収容台数
五三台
- 7 荷さばき施設の面積
二四平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
一〇立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
- 10 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 12 届出年月日